平成26年度第3回軽米町再生可能エネルギー推進協議会議事録

○開催日時: 平成 26 年 12 月 22 日(木)午後 2 時

○開催場所:軽米町役場3階会議室

○出席者数:委員 22 名中 16 名出席

○開会

(事務局)

ご出席をいただきありがとうございます。只今から、第3回軽米町再生可能エネルギー推進協議会を開催します。

○町長あいさつ

(事務局)

開会にあたり、町長からごあいさつを申し上げます。

(町 長)

第3回の再生可能エネルギー推進協議会にご出席をいたたきお礼を申し上げます。

本日は、岩手大学と東北農政局からもご出席をいただき、中身の濃い会議となると思います。のちほど、ごあいさつを頂戴したいと思います。

さて、先般皆様方からいろいろと検討・協議していただき、その中で利益還元などのご意見等をいただいたと思っています。さらに、皆さん方からご意見等をいただき、この推進協議会の役割りをしっかりと果たしながら、再生可能エネルギーを推進して参りたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。本日は、よろしくお願い致します。

(事務局)

次に、東北農政局さんからごあいさつをお願いします。

(東北農政局)

本日は、第3回目の会議ということで、お招きをいただき感謝申し上げます。 私どもでは、農山漁村再生可能エネルギー法の所管をしております。詳しい内 容は、のちほど説明させていただきますが、この法律は、本年5月に施行された もので、全国のいくつかの市町村でこの法律を活用した取り組みを始めているが、 当軽米町でも早くから取り組んでいただいております。お礼を申し上げたいと思 います。

軽米町は、再生可能エネルギーのポテンシャルの高いものを持っていると思います。地域の資源を有効活用しての再生可能エネルギー推進による農山村の活性化につなげていくことは大事ではないかと考えています。

本日は、いろいろと勉強させていただきたいと思いますので、よろしくお願い します。

○元岩手大学副学長あいさつ

(事務局)

ありがとうございました。次に、元岩手大学副学長様お願い致します。

(元岩手大学副学長)

今、災害の復興の計画作等でいろいろと検討・協議が進められておりますが、 地域で自活していくための産業、それに活かしていく取り組みがぜひ必要である と思っています。今般この農山漁村再生可能エネルギー法の制度ができたという ことで、他の地域にはない軽米町として、軽米の特性、産業を活かした形で基本 計画が策定されるべきものと思っています。率直な意見は出させていただきます ので、まず地元の皆さんのご意見等を十分にいただいて進めていくことが大事で あると思っていますので、よろしくお願いします。

○議事

(事務局)

ありがとうございました。それでは、議事に入りたいと思います。進行につきましては、本協議会の会長であります町長にお願いします。

(会 長)

それでは、さっそく議事に入りたいと思います。(1)の前回議事録の確認について、事務局より説明してください。

(事務局)

皆さんへの本日の会議のご案内をする際に、本日の資料として、議事録を送付させていただいており、各自ご確認をしていただいていると思いますので、特に皆さんが発言した内容について、違うところがあればご指摘をいただき、修正させていただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

(会 長)

それでは、皆さん方に事前に議事録を配付しておりましたので、ここはちょっと違うなどがありましたら発言いただきたいと思います。

(委員)

いただいた資料の後ろから2枚目の下の部分ですが、「この計画は、皆さんに 認められれば事業実施されることになるので、事業の評価・検証が必要である。」 というような発言内容になっているが、ニュアンスが違っている。

認められた事業の事後の評価・検証ももちろん必要だが、この計画に乗ってくる事業計画(発電設備の種類、規模、位置)が、何をもって「良し」と判断されるのか、具体的な基準がないので分かりにくい。判断の基準などを具体的に示してもらい皆さんに分かり易くすべきではないかという趣旨でしたので訂正させていただきます。

(会 長)

事務局で修正するようしてください。

(事務局)

了解しました。修正させていただきます。

(会 長)

他にありませんか。それでは、次に(2)の再生可能エネルギー基本計画素案について、事務局より説明してください。

(事務局)

それでは基本計画素案の説明の前に、東北農政局から農山漁村再生可能エネルギー法について説明をお願いします。

(東北農政局)

農山漁村再エネ法について説明。

(事務局)

ありがとうございました。それでは、次に計画素案について、計画策定業務受 託者から説明をしていただきます。

(事務局 計画策定受託者)

資料に基づいて、第1章、第2章、第3章、第4章まで説明。

(会 長)

ただいまのところまでの説明の中で、何かご意見、ご質問はありませんか。

(委 員)

4ページの下から4行目の具体的には事業実施地点は、時点なのかどうか。

(事務局 計画策定受託者)

地点でいいです。具体的な場所が確定した時からという意味であります。

(委 員)

場所という意思が入っているということなのか。

(事務局 計画策定受託者)

そのとおりです。

(委 員)

11 ページの内容は、新軽米町総合発展計画の内容とちがうのではないかという指摘を前回したが、これでいいのか。

(事務局 計画策定受託者)

新総合発展計画の26ページに11分野が示されている。

(委 員)

その前の方に7つのキーワードはないか。計画の体系の中に豊かな自然と美しい景観のまちづくりの中に低酸素社会のまちづくりとかバイオマスタウンの推進などがうたわれているが、これを具現化するものが再生可能エネルギー基本計画と思っているがどうなのか。

(事務局 計画策定受託者)

わかりました。新総合発展計画の中の部分について説明します。

(委員)

私は、ホームページの総合発展計画について見ているので、冊子はないのでわからない。

(事務局 計画策定受託者)

この新軽米町総合発展計画の中に 34 ページに基本方針として、豊かな自然と 美しい景観のまちづくりの中に低酸素社会のまちづくりとかバイオマスタウン の推進がうたわれているが、これの前段階として、目指す将来像のイメージとして 11 項目が明記されているものです。

(会 長)

事務局において、直ちに全員に新総合発展計画を配付してください。

(事務局から全員に新総合発展計画を配付)

(委 員)

ホームページで描いている町の将来像で考えていった方がよいと思う。その中に低酸素社会のまちづくりとかバイオマスタウンの推進をうたっているのに、何で話が戻るようなことになるのかという感があります。

ここまできちんと描いているのであるから、その流れで進んではどうかと思います。何となく、基本的な内容が後ろに戻ったような感じであります。

(会 長)

計画書を皆さんに配布させていただいた後にまたご意見を伺うことで、他にありませんか。

(委員)

3ページの環境保全に関するところで、現在の環境を保全しつつということを うたっているが、果たして保全ということになるのか疑問もあるが、現在の環境 だけでなく、将来の環境について、この事業が終わった後の環境の確保という点 も考えながら、そうした将来の環境についても触れておくべきではないでしょう か。

(会 長)

貴重なご意見ありがとうございます。内容については、十部に検討させていただきたいと思います。他にありませんでしょうか。何でも結構ですからありませんでしょうか。

(事務局 計画策定受託者)

さきほどのご意見・ご指摘の件について説明させていただきます。26 ページ に軽米町の将来イメージとして、11 項目を載せてあります。

これを具体化するのは、今回の計画で4つの分野であります。

(委 員)

私が描いているのは、34 ページの方であり、7つのキーワードを示しているものを言っており、この中に低酸素社会のまちづくりとかバイオマスタウンの推進をうたってあるのに、それを具体的にやるのがこの再生可能エネルギー計画というイメージであります。ここまでうたってあるのに、なぜいろいろと繰り返し、課題がどうのこうのというようなことになるのかと思います。ながれを活かしてほしいと思います。

(事務局 計画策定受託者)

それに対する考え方ですが、34 ページで記述している内容を具体的に示しているのは、38 ページから 42 ページとなっている。基本的には、これを踏襲しているものです。第2節の中では、主要施策として、地球温暖化対策の推進、低炭素社会のまちづくりの推進をうたっています。

(委 員)

この 11 項目の方がメインということであれば、今のホームページにはこの部分は掲載されていなので、わからないと思います。私は、去年軽米に帰ってきて、情報はホームページでみているので、冊子を持っている人はいいが私にはその情報が無いわけです。ホームページを冊子に合わせて充実させるべきと思います。それは、町としてやるべきことと思います。町として将来の姿がこの 11 項目の内容であれば、そのようにホームページも直しておくべと思います。

(会 長)

はいわかりました。ホームページの見直し充実を図るということで検討することにしたいと思います。本計画については、冊子の方を中心にして進めていきたいと思います。あとありませんでしょうか。

いずれ、新総合発展計画と本計画に矛盾はないということでよろしいでしょうか。

(委員)

ながれをしっかりとしておけばいいのではないかと思います。

(会 長)

はい、そのような方向で進みたいと思います。

(全員特に意見なし。)

そのほかご意見等はありませんでしょうか。それでは、次に進みます。

事務局説明してください。

(事務局 計画策定受託者)

次は、13 ページからの農山漁村再生可能エネルギー法に基く基本計画編であります。第5章、第6章、第7章、第8章について説明。

(会 長)

ここまでの分で何かありませんか。

(委員)

16 ページで地図と地区のところに、ABCとなっているが、地図にも入れるべきでないか。わかりにくい。これ最終カラーになるのか。

(事務局 計画策定受託者)

白黒でみにくいが、小さくいれてある。最終的なものはカラーとして印刷となる。

(委員)

次のページについても、計画自体にいつまでにという記述が少ないと思う。基本計画だからかもしれないが、先ほども 23 ページで目標の話も出ていたように 90 メガワット 4 件というのはどこの話をしているかわからない。32 年度まで稼働分というのは、どれがそのようになるのかわからない。ABCDEの5件のうち4件がどれなのかわからない。また、18 ページの収入の一部というは、まだ決まっていないのか。

(事務局)

現段階では、まだ決まっていない。これは事業者と町との協議が必要であり、 実際には、事業者と地権者の契約、町と事業者との協定の中できまってくると考 えています。

(委 員)

だって、事業者は、事業計画を立ててやっている中で事業を進めているのに、 基金へ何パーセントということが決まっていないというは、来年から事業が展開 するわけですから。今日いい資料をもらったが、5%ということであるが、この 数字は妥当なところではないかと思う。

(会 長)

この資料は、他の市町村の内容であります。

(委 員)

5%は妥当と思う。今、再生可能エネルギーで各家庭に上乗せになっている部分は、2.5%ぐらいである。メガソーラーを入れてその負担は、各家庭に負担となってくるわけであり、少なくてもその部分は、恩恵をうけているという形にしないと町民が納得しないと思う。自分の電気代がメガソーラー導入によって地域の活性化につながっているというようなことであれば説明がつくが、それを割るような状況であれば、町民の皆さんが納得しないのではないか。来年から発電が始まるのに、これが決まっていないのはどうなのかと思います。調整するというようなことで、自分たちの仕事を増やすようなことをするのか。個別に調整徴収するのか。この際、5%以上にしますとしたらどうですか。

(事務局)

ただいまのご質問にお答え致します。そのような話は、まったくしいてないということではなく、話は進めているところです。委員お話のとおり 2.5% の上乗せは、承知しており、当然これを踏まえたものとしてのパーセントになるものと考えています。

(委 員)

そのようになるように期待をしております。次に、22 ページにバイオマスのところに臭気をいれなくていいのか。鶏糞の場合は臭いが気になると思うが、公害を発生させないということであるので、入れた方がよいのではないか。

(事務局 計画策定受託者)

そのような方向で対応します。

(委員)

電気の買い取り制度が変わるということが、新聞等に載っていたが、これから 先の見通しとして、例えば現段階では、5%としているが、取り価格が予定どお りとならない場合は、どうするのか。

(事務局)

付加金については、さきほど 2.5%という一般的な数字を示していただいたが、東北電力において公表されているところによりますと、試算で一般家庭 30 アンペア、月使用料 350kw の場合、基本料金に加えて、原油・火力の調整などを行い、付加金を加えて月1万円ぐらいで、付加金は 260 円から 270 円ということで、2.5%程度加算されている。10 月以降、東北電力、経済産業省において買取などの制度的見直しの方向が打ち出されているが、新聞報道等によると太陽光など含めて、全量買い取り連携した場合、一般家庭で 4 倍ほど、金額的には付加金は 1,000円程度、8%ぐらい付加金が加算になると試算されている。太陽光についても風力についても、使用料等については、これまで経済産業省は、翌年度分を示していたが、今後の見通しとして、一般家庭の付加金が上がらないように、これまで買い取り価格は、1年ごとに見直しとなっていたが、これからは、半年ごとに見直しをするというような方向となって行くようである。

現在太陽光の場合は、32 円プラス消費税であるが、来年度から間違いなく 30 円を割るような 25 円、20 円という形になっていくものと思われる。付加金の調整分と電力会社の中で 5 月、6 月あたりは、火力等で調整しているが、本年 10 月以降に申し込みした分からは、これまで 1 カ月間は保証なしで買取しないことができるということであったが、これが 2 か月から 3 か月買い取りはしないという状況になっている。電力会社がそうしたことを独自で決めることができるようになっている。経済産業省においては、余剰電力の他電力会社からの買い取りなども考えているようである。今後付加金の割合が引き上げられて行くことが考えられるが、その調整等を考えながら経済産業省でやっているようである。一番問

題なのは、これまでどおり1年後ごとに付加金を決めるのか、半年ごとに決めるのか、さらに東北電力の連携、経済産業省の設備認定を受けた時点から20年間買い取り単価が保障されているが、これからは、認定を受けても、稼働時点での単価にするとかの検討もされているようあり、現段階では先行き不透明の部分もあり、一概に何パーセントになるかはわからないのが現時点であり、その状況を見ながら進めていきたい。

(会 長)

よろしいでしょうか。

(委 員)

事業者の皆さんが投資回収などに影響があると思うので、決めていった方がいいと思う。

(委員)

現在、経済産業省において、年があけないとはっきりしてこない。枠組みをしっかりとしてこないと、基金への寄付などは言えない。

(会 長)

この基金への寄付率に関しましては、経済産業省の動きなどが見えてきた段階 で検討をしていきたいと思います。そのほか、ありませんでしょうか。

(委 員)

当社の計画の中で、16ページ 17ページに記載されている 4.8 メガワットは売電出力か発電出力なのかということですが、当社としては、4.8 は売電量で発電量は、6.25 メガワットであり、ソーラーと若干違うことになりますので、よろしくお願いします。

(事務局)

修正させていただきます。

(委 員)

今回の基本計画の中で、10 キロワットで線を引いたのは何か。10 キロワットはメガソーラーでいけば、どのくらいの面積になるのか。

(事務局 計画策定受託者)

この部分については、現在調整中であります。この数字は、変動することもありうるし、面積で規定すべきか、出力で規定すべきか検討もする必要がありますので、検討したいと思います。

(委員)

計画のフレームのことですが、全体の流れを見た感じで、計画の概略、再生可能エネルギーの基本計画編が入ってくるが、解決すべき課題について、低酸素社会やかるまいブランドなどの課題が挙げられているが、これが基本計画の中に関連して入ってくるのか見ていたが、次の計画となると方針とか区域設定となるが、

基本計画編がエネルギーの整備計画が中心となっていて、農林業の健全な発展など振興対策などの取組を入れ込んだ方が、法律のねらいに沿ったものとなると思うし、地域の発展を導入でどのようにしていくのかの方向性を記述していった方がよいのではないかと思う。

(事務局 計画策定受託者)

ありがとうございます。現段階では、法律に基づく部分とそれ以外の部分と分けた形で構成しているので、今後検討していきたいと思います。第7章の中で農林業の健全な発展資する関係ですが、でてきたお金でなにをするかについては、議論が深まっていないところであり、町としての振興対策などについてしっかりとご意見など検討していただきたいと考えております。

(委 員)

東北農政局もおられるので、この計画は、全国 100 カ所を目指しているとのことであるが、法律にもとづいて国の認定を受ける形での特例措置を受けることになるのか。

(東北農政局)

この法律のスキームを簡単に説明させていただくと、基本計画は、この協議会で協議をして市町村が策定することになっており、その際に国と協議をして認定を受けるということにはなっておりません。そして、事業者が市町村の計画に沿った形で設備整備計画を立てて、市町村に申請をして、市町村が認定をする。その際に農地法とか森林法などの許認可等を必要するものがあれば、市町村が窓口となって、県や国に同意を求めることになる。それに対して県や国が各個別法の基準で判断し、同意することになる。それによって、見做し許可となるので、本来事業者がやるべき手続きを市町村が代わってやるということになる。

さきほど、議論のあった売電収入をいくら還元してもらうかということについては、具体的には、設備整備計画の中で農林業の発展に資する取り組みなどを基本計画より詳しく載せてもらうことになるが、先ほど紹介した先行事例として5%を還元している例もあるので、参考としていただきたい。

(委員)

国でこうした指針を作成する際に、財政的な支援というのはないか。

(東北農政局)

協議会などの検討する経費はあるが、本年度は終わっている。ハードについては、現行制度の中で対応できるシステムになっていない。

(委 員)

このような計画を作って行くための、会合などについて、ご支援をいただいて やっていくということは確認したいが、このような計画は、どこでも使えるよう な計画であるならば、ここでやる意味がないと思うが、この地域の農林業などの 発展に資する取り組みなど振興を図るという意味では、この地域の固有名詞が出ないとカラーが出ないと思っているおり、気になっていたが、どこまで書き込めるかは、まだ事業内容も定まっていないなどで書きにくい面もあるが、たとえば、以前からやっているバイオマスや水力、太陽光など、ハイブリッドな総合的な再生可能エネルギーの取組について、特化してやる地域もあれば、複合的に取り組み地域もあったりする特徴的な方向を出されてもいいのではないかとも考えており、農林業にしても進めていく分野などもあるのではないかと考えており、これを書き込むことによって、軽米らしさが出てくるのではないかと思う。地域の特性が出されないと認定されないし、認定されても手続きは市町村がやることになるといことで、それを国で後押ししてくれるというフォローだと思うが、5%などの方針は不透明な部分であり、国ががっちりと決めてしまうと事業全体が成り立たなくなるとと思う。

(委 員)

23ページの90メガワット4件について、どのような基準で検討調整しているのか。

(事務局 計画策定受託者)

基本的には、スケジュールであります。これからの事業の進捗度合で考えているが、今計画されているものから、この目標年度を 32 年度としており、その中でできるうる分を定めたいと考えています。

(委 員)

そこまでに、どのくらいの量・事業が出てくかによって、数字が変ってくるのか。

(事務局 計画策定受託者)

そのとおりです。

(委 員)

なにを言いたいかというと、こうした計画は、事業進めて発電量を多くすればいいという考え方もあるかもしれないが、一方において、環境に配慮する部分もあるわけで、事業の推進をしながらも、一定の目標値を定めないと

と、ここにあげる数字に意味がないと思う。スケジュールによって、ここまでできますということは、計画とはいえないと思う。全体としてこれくらいという目標を定めて、それに向かっていくといことであればいいが、途中段階の数字ということであれば、これはちょっと違うのではないかという感じがする。

最初にも申し上げたが、この計画において認められれば、町が事業者に対して施設整備計画を作ってもらって進めていくことになるが、全体の計画をつくる上で、判断する基準となるものがなくて、ただ計画を上げれば、事業ができるという計画なのでしょうかということです。

(会 長)

そうすると 90 メガワット×4 で 360 メガワットという数字がだいたいの目標であり、数字がひとりあるきしていくということでしょうか。

(委 員)

町として、全体の計画ということで、たとえば 50 年後までに町として、これだけの再生可能エネルギーをつくるという目標を立てて、それに向かって 10 年後はこのような計画ですというようことであれば、計画としての整合性があると思うが、今のような形であれば、手を上げて事業者が事業に取り組みたいということになれば、この計画に載ってきて、事業ができるというような形になる。無秩序な開発を抑制していくということであれば、やはりそこに何らかの基準があって、たとえば町の面積の 10%を上限とするとかがあって、その上で、あがってくる計画を審査する形が必要ではないかと思う。

(会 長)

たとえば 10%とする場合にも災害防止対策とか環境対策とか、その根拠を明確にして、数値を示した方がよいということですか。

(事務局 計画策定受託者)

事前の調整が不十分で申し訳ありません。只今の部分については、省令において、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第5条第3項に基づき、省令で定める内容ということで、この中に農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標というがあり、これを計画に入れるべきということで、23ページに入れてあります。それから目達成の評価を入れています。計画の目標であれば、最初の計画概略に入れる邉と思いますが、今の段階ではそのようにはしていない。省令で定める目標は、どのような位置づけなのか、農政局さんからお聞きしたいところですが、事前に調整して出すべきところをせずに出しているところであります。

(東北農政局)

今のところについては、法律では、努力規定となっておりますが、目標、評価 はやはり入れておいた方がよいのではないかと考えています。

(会 長)

その辺については、まだ調整・検討が必要と思いますので、そのようにしてよ ろしいでしょうか。

(委員)

目標については、努力目標に変えた方がよいのではないでしょうか。

(会 長)

皆さんからいただいたご意見を踏まえて、修正・検討をさせていただきたいと

思います。それでは、第9章から最後まで事務局から説明してください。

(事務局 計画策定受託者)

第9章、第10章、第11章について説明。

(会 長)

これについて、何か、ご意見、ご質問はありませんか。

(委員)

29 ページのカーボンオフセットについては、検討するということになっているが、これは入れるのではないのか。今から導入を検討するのか。

(事務局 計画策定受託者)

前回もご意見をいただいているが、この計画の中では決定事項ではないので、 やれる部分についてはやっていってはどうかということであります。

(委員)

町で発電するわけではないのに、今後の水力の話なのか。

(事務局 計画策定受託者)

導入というようにしているが、失われた林地は、二酸化炭素の吸収源であるので、失われた分を再生可能エネルギーに変えて、電力を売ってそれを吸収量としていくということになります。

(委 員)

基金を活用して、失われた部分について太陽光などで補っていくということを 言っているが、そのことなのか。

(事務局 計画策定受託者)

そのとおりです。

(委 員)

そうであれば頭が、カーボンオフセットの仕組みについて研究ということではなく、基金を使って自分たちが具体的にオフセットする施策をだしていくべきではないか。

カーボンオフセットの仕組みは、書いてあるように準ずるものとなっているので、研究とかの文面になっているから、これは直した方がいいのではないか。

(事務局 計画策定受託者)

基本的には基金とダブってくることになるが、5%とか 2.5%は町として失われた部分に見合うかどうか慎重に見定めなければならないと考えています。

(委員)

推進体制についてですが、これは町民などが広く見ることになると思うが、 内容的にISOなどの規格に照らすとプアーだと思う。普通は、役割と責任及び 権限であるが、体制でいうときに、会議体とか人をごちゃまぜにすると紛らわし い。人物が何の役割があって、何の責任があって、どうゆう権限があるというよ うな形なしないといけない。この協議会に承認する権限まであるのか。これには そのように書いてあると思うが。通常は、トップマネジメントがいて、これを推 進するための責任者いて、責任者が決めていくために必要な組織としての会議体 の一つが協議会という形となり、責任者は、通常でいうと経営会議、町では町議 会にあげて決定するという形になると思うが、

ここの協議会で決まるとこれが完全にOKになるということになるのか。また、町長に報告ということもあるが、そうだとすれば、この推進体制の中にも町長の名前が出てこないといけないと思う。また、これから基金の管理の状況を管理していくことにもなれば、基金の管理責任者も入れて、その役割責任も明記した方がよい。軽米町というは、事務局をいうことなのか。町が事務局をやるわけがないと思う。この表示はおかしいと思う。33 ページもそうなんだけど、町ということ記述しているが、これは、何をさしているのか。役場を言っているのか。町民を言っているのか。この辺のところを具体的にやるのは誰、責任者は誰というように表現してほしい、進捗管理について、PDCAサイクルとあるが、逆にいうと進捗状況は、チェックの一部あるので、書くとすればマネジメントサイクルのPDCAの中のチェックの中の進捗管理はこのようにしますという形にすべきである。20年前の自分が環境関係の仕事のことを思い出して話をしているが、せっかく描くのだったら企画の要件を満たすようなものにしてほしい。

(事務局 計画策定受託者)

貴重なご意見ありがとうございます。いただいたご意見を踏まえて検討したい と思います。

(東北農政局)

組織図、体制については、国や県は指導助言という立場であり、協議会において協議・合意したことを基本計画におとしていくということになるが、細かいところなどはいろいろとでてくると思うが、協議会の下に下部組織をおくことも差し支えないと思います。いずれやりやすい形で合意形成が図られていけばよいのではないかと思います。

(会 長)

ありがとうございます。皆さんの立場でいろいろとご意見があると思いますので、それを網羅しながら計画に活かしたいと思います。ほかにありませんか。

(事務局 計画策定受託者)

東北農政局さんから出席されているので、ちょっとお聞きしたいと思うが、全国で 100 カ所をモデルとして計画を進めていくということだが、この事業が町づくりに資する事業などに繋げていくかということになるがこのような書きぶりでいいのか。これが、全国のモデルということにもなるかもしれないので、ご意見等をお聞きしたい。

(東北農政局)

基本計画については、申請して認定を受けるとかという行為はないので、 様式は定めていない。なお、事業者が作成する設備整備計画については、様式を 定めている。基本計画の具体的なイメージはホームページなどに載せているが、 この基本計画を見せていただいたところでは、必要項目は書かれているので、今 後とも皆さんで議論していいものを作っていただければと思います。

(会 長)

他に何かありませんでしょうか。

(委員)

33 ページの図を見て、頭がこんがらがってきているが、責任がますます重大になっていると感じている。感想的な話になるが、この計画については、委託して作ってもらっていると思うが、この計画の中で町のイメージが浮かんでこないと思う。再生可能エネルギーを進めていったときに、町のイメージがどうなるのか、浮かんでこない。作成を急いでいるような気がする。もっと再生可能エネルギーについて、勉強会を何回も開いて、いろんな意見をこの計画に入れていくべきではないかと思う。自分の町の計画として馴染めない気がする。自分で後悔しており、もっと内容知っている人がここにくるべきではなかったかと思う。自分が心配するのは、買い取り制度のことがありましたが、昔ゴルフ場がはやって、その後倒産して放置されてたいへんなことになったことがあるが、もしも事業者さんが買い取り制度が変って、儲からなくなり撤退した場合にどうなるのか心配している。

(会 長)

2つの地区については、経済産業省と東北電力の契約が済んでおりますが、今話されたのは、10 月以降の分だとは思いますが、そのようなことのないようこうした協議会などでしっかりと検討協議しながら、進めたいと考えています。 あと何かありませんでしょうか。

(委員)

素晴らしい会社が事業運営をされて、20 年間を終わって撤退されるときに、心配をしている。造林する経費なども準備していくことはそのとおりだと思う。受ける側として、地元の森林組合が今 300 h a の造林する場合、今森林組合が年間 100 h a であり、20 年後の森林組合の状況はどうなっているかわからないが、現状で見た場合に少なくとも 3 年間はかかることになる。今の森林組合の体制では、3 年かかってやっと造林できるということになり、造林だけでなく、その後の下刈りなどしないと原状に復帰するには、相当時間がかかるということを認識していただきたいと思う。表土を剥ぐということになれば、保育に係る期間は通常の 5 年とか 10 年だけでなくかかると思う。そうなると、現状の環境保全だけ

でなく、将来のことも考えて計画をしていただきたい。そうすれば、10%などはとてもじゃないけど、そうしたパネル設置は難しいのではないかと思う。そうしたことも考えて計画をしていただきたい。

(会 長)

はい、そうしたことも事務局では認識してやってください。それでは、次に(3) その他に入りますが、何かありませんでしょうか。

事務局は、何かありませんか。

(事務局)

次回の会議については、2月2日を予定しておりますので、皆さんにはあらか じめ予定していただきますようお願いします。

(会長)

それでは、皆さんからなければこれで協議をおわります。

(事務局)

長時間にわたり、ご協議をいただきありがとうございます。以上で第3回の協議会を終了させていただきます。